

Q 1 なぜ、定期報告をしなければならないのか？

不特定多数の人が利用する建築物は、適正な維持管理がなされていないと重大な災害や事故が発生するおそれがあります。これらを未然に防止するため、所有者または管理者は、定期的に専門技術者に建築物等の状況を調査・検査させ、その結果を特定行政庁（佐倉市）へ報告することが建築基準法第 12 条に定められています。

Q 2 調査（検査）の結果、要是正の指摘がありました。また、要是正（既存不適格）とはなんですか。

要是正の指摘があった場合は、調査者から指摘内容の説明を受け、その内容を把握したうえで改善を行ってください。建築物の所有者等は、建築物等を常に適法な状態に維持するよう努めなければなりません（建築基準法第 8 条）。

また、「要是正（既存不適格）」とは、建築当時は法令等に適合していたものの、その後の法令改正により、現在の基準に適合しなくなった状態をいいます。

Q 3 消防署に点検の報告をしているが？

消防法に基づく消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備など）の点検報告制度と、建築基準法に基づく定期報告制度では、点検・検査の対象や内容が異なります。

Q 4 昨年も報告しているが？

定期報告には、建築物（定期調査）、建築設備（定期検査）、防火設備（定期検査）の 3 種類があります。建築物は用途により 2 ～ 3 年ごと、建築設備および防火設備は毎年報告が必要です。

Q 5 調査（検査）の費用はどれくらいかかるか？

費用は、建物の規模や用途などにより異なります。複数の調査・検査機関へ見積りを依頼し、比較検討されることをお勧めします。

Q 6 報告時期を過ぎてしまったが、報告できますか？

報告時期を過ぎてしまっても受け付けます。

建築物等を適切に維持管理するためには、定期的な調査・検査を実施することが重要ですので、できるだけ速やかに報告してください。